

# 令和4年度 生ごみ処理機等設置事業補助金

担当課：環境水道課（72-4002）

## 事業の目的

家庭から排出されるごみの減量化及び再資源化に資することを目的として、自らが居住する住宅等に生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の設置について支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

## 補助対象事業

- ・ 生ごみ処理機  
水分又は熱の調整を行うことにより、生ごみの容量を減少させ、又は肥料化させる機器
- ・ 生ごみ処理容器  
土中の微生物の活動を利用し、生ごみを分解し、又は発酵させることにより、その容量を減少させ、又は肥料化させる容器

## 事業対象者及び留意事項

### 【補助対象者】

- ・ 町の区域内において自らが居住する既存住宅又は新築住宅（小規模店舗等を併用した住宅を含む。）に生ごみ処理機を設置しようとする者

### 【留意事項】

**補助金の交付対象者は、町内に住所を有する者で生ごみ処理機等を町内の商店から購入した世帯の世帯主です。**

また、**本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。**

- ・ 申請年度内（3月20日まで）に完了（実績報告）する事業であること
- ・ 山都町に住所を有する者であること
- ・ 生ごみ処理機等を既に設置しているものではないこと。
- ・ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 申請者本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと
- ・ 町内の商店から購入すること
- ・ 住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・ 補助金の交付を受けて設置した生ごみ処理機等を適切に管理すること

## 補助率及び補助限度額等

### 【補助率及び補助限度額】

- ・ 補助対象経費の1/2（千円未満切捨）

- ・補助限度額：2万円

#### 【補助対象経費】

- ・生ごみ処理機の購入に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

### 必要書類

#### 【交付申請時】

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）  
添付書類
  - ①事業経費の内容が明記されている見積書の写し
  - ②設置場所の案内図（家屋位置図）
- ・事業計画書
- ・設置に係るカタログの写し
- ・補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他町長が必要と認める書類

#### 【変更申請時】 ※交付決定を受けた事業内容から変更がある場合は、必ずご提出ください。

##### 〈完了期日の変更〉

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金完了期日変更報告書（様式第4号）
- ・その他、町長が必要と認める書類

##### 〈事業内容（事業費増減等）の変更〉

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金変更申請書（様式第5号）
- ・事業変更計画書（様式第6号）
- ・その他町長が必要と認める書類

##### 〈申請の取り下げ〉

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金補助金廃止（又は中止）承認申請書（様式第3号）
- ・その他、町長が必要と認める書類

#### 【実績報告時】

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金実績報告書（様式第9号）  
添付書類
  - ①生ごみ処理機等の設置に係る経費を証する領収証の写し
  - ②生ごみ処理機等の設置完了後の写真（設置箇所及び型番のわかる写真）
- ・事業報告書
- ・設置に要した経費の内訳がわかる書類
- ・その他、町長が必要と認める書類

※実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれかの早い日までとします。

#### 【補助金請求時】

- ・山都町生ごみ処理機等設置事業補助金交付請求書（様式第11号）

## その他

- ・本事業は先着順です。
- ・事業完了後は、補助者及び関係者立会いの下、町の完了確認検査を実施します。